# 新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ

※掲載内容は3月25日現在のものです

●問い合わせ 役場新型コロナウイルス感染症対策室 ☎096(285)7787

## 5歳~11歳の小児用ワクチン接種開始

3月後半から小児用のワクチン接種が始まりました。 対象者には別途通知を送付しています。

- ●対象者 5歳以上11歳以下の人
- ●ワクチンの種類 ファイザー社製 (小児用) ※12歳以上のワクチンに比べ、有効成分が 1 / 3 になっています。
- ●接種回数 2回 (1回目と2回目は3週間の間隔を空ける)

予約は1回目のみ行ってください。2回目の接種は1回目の接種をした日から3週間後の同じ医療機関同じ時間となります。

5歳以上 11歳以下の新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法上の「努力義務」の対象になっていません。ワクチン接種は、感染症予防の効果と副反応のリスク双方の正しい知識を持ったうえで、保護者の意思に基づいてご判断ください。

# 3回目接種を進めています

町内在住者で2回目接種を完了した人のワクチン追加接種(3回目接種)について、2回目接種が9月末に完了している人へ接種券を発送しています。

3回目接種の対象年齢は18歳以上で、2回目接種を完了した日から6カ月を経過した人が接種可能となりますので、順次接種券を送付していきます。予約は毎週水曜日、午前9時から1週間ずつの接種期間を受け付け予定です(水曜日が祝日の場合は翌木曜日に受け付けをします)。

#### 3回目接種に使用するワクチン

町内で使用するワクチンは、ファイザー社製とモデルナ社製です。3回目接種は1・2回目のワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社製または武田/モデルナ社製を接種することができる交互接種が可能となっています。町では、医療機関によって接種可能なワクチンを分けており、医療機関または接種したいワクチンを選び予約が必要となります。ファイザー社製ワクチンは1・2回目と同量、武田/モデルナ社製ワクチンは半量となります。

#### 5歳・12歳のワクチン接種

ワクチン接種は対象の年齢にならないと接種ができません。5歳の子どもは、誕生日の月末に通知を送付予定です。 12歳の誕生日の前々日まで接種可能です。

#### 【注意事項】

- ・12歳の誕生日前日からは、12歳以上用ワクチン接種の対象となります。
- ・11歳の時点で1回目の小児用ワクチンを接種した場合は、 12歳の誕生日後に接種する2回目のワクチンは、小児用 ワクチンとなります。

#### 継続して感染予防対策を!

ワクチン接種後も継続してマスクの着用やこまめな手洗い消 毒の実施をお願いします。適度な換気・加湿をすることを心 掛けましょう。

# 予約方法

予約サイトまたはコールセンターにて接種予約を受け付けます(予約の受け付けは、3回目接種の接種券が届いた人からです。接種券が届く前に事前の予約はできません)。

コールセンターの回線の混み合い緩和のため、 予約サイトでの予約をおすすめしています。家 族や近所などでの助け合いにご協力をお願いし ます。

- ●大津町専用予約サイト https://vaccine-yoyaku.jp/ozu/
- ●大津町ワクチン接種コールセンター ☎096 (352) 6666



大津町専用予約 サイトはこちら▼



### 75歳以上の 皆さんへ※1

# 令和 4 年度から保険料率が変わります

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

※1 65歳以上の人で障がい認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象です。

後期高齢者医療制度では、医療費の支出に見合う保険料収入を確保するため、2年に1度保険料率を見直しています。皆さんが納める保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



#### ■令和4・5年度の保険料の計算方法

年額保険料 (上限66万円) = **均等割額** (被保険者1人当たり) 54,000円

所得割額

基礎控除(43万円)後の総所得金額など

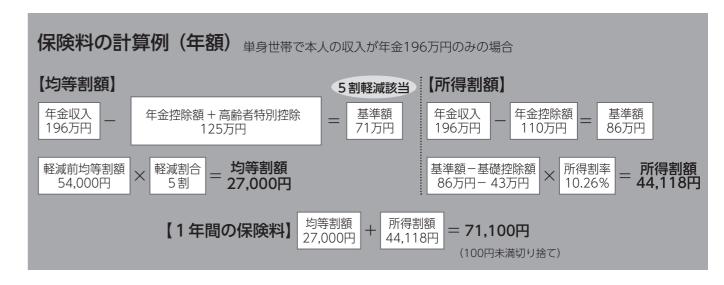
所得割率10.26%

保険料(年額)は、全員が納める定額部分の **均等割** と、 年収に応じて納める部分の **所得割** を合計して、個人単位で計算します。

#### ■所得が低い人への均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額などの合計額	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(給与·年金所得者の数-1)を 超えない世帯	7割	16,200円
43万円+28万5千円×世帯の被保険者数+10万円 ×(給与・年金所得者の数-1)を超えない世帯	5割	27,000円
43万円+52万円×世帯の被保険者数+10万円 ×(給与·年金所得者の数-1)を超えない世帯	2割	43,200円

- ※「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です。
- ※均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。 また、年金所得については、高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。



9 | 広報おおづ 2022.4 | 8